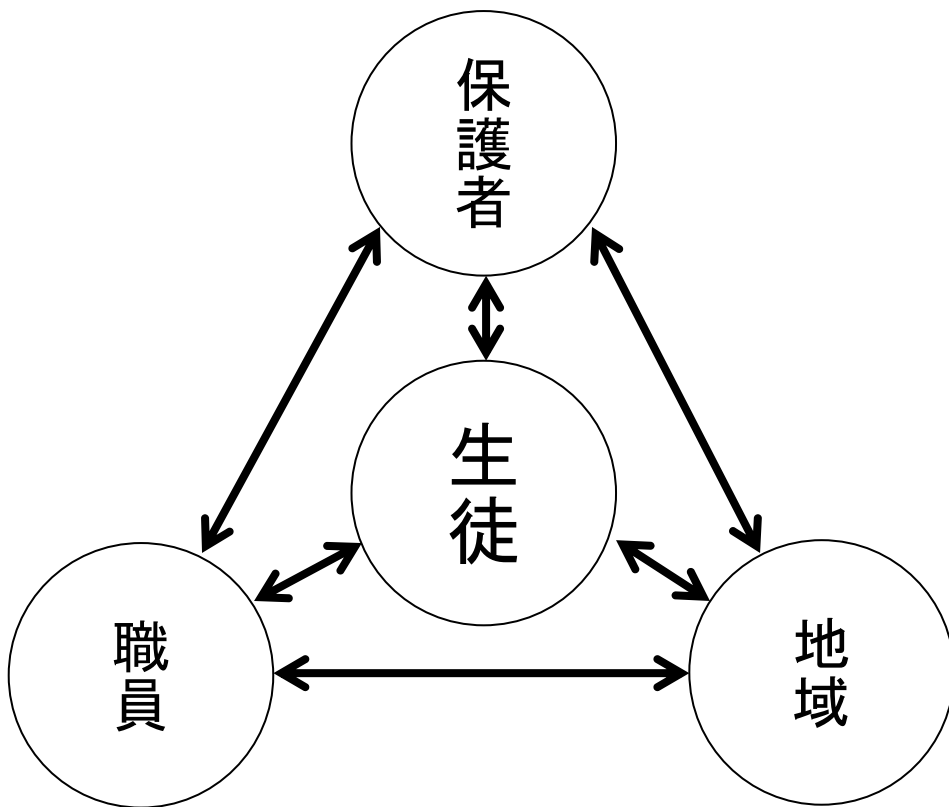


いじめ防止の基本方針



長野県上伊那農業高等学校

I いじめ防止等のための対策の基本方針

1. いじめ防止等の対策の基本的な考え方

本校は県内でも歴史の最も古い農業の専門高校として、地域の産業を支え、有意な人材を育成している。教育スローガンは「上農で、わたしと伊那谷をデザインする」をかかげ、いのちの学習に力点を置き、さらに地域のとの交流を大切にする中で、地域に残り地域のために貢献できる人材の育成の教育を展開してきた。動物や植物と触れ合うことで、人としての基本的なあり方を生命体の育成を通してものを大切にする心の教育を常に心がけ、やさしい心を持てる人格形成を目指しています。

2. いじめの未然防止

- ① 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知
 - 全校集会や学年集会での活用
 - 平和・人権学習会での活用
 - PTA研修会や学年学級PTAでの活用
- ② 生徒との信頼関係の構築
 - 受容的態度と、毅然とした態度のバランスのよい対応
 - 生徒の話をよく聞く
 - 日頃の積極的な交流
- ③ 生徒理解に基づいた指導
 - チェックシートの活用
 - 丁寧な観察と面談
 - 社会性や対人関係力を高める指導
- ④ 職員研修の充実
 - 生徒理解に関する研修
 - いじめに関する事例研究
 - 生徒指導スキルや教育相談スキルの向上
 - いじめ問題への取組の定期的な点検

3. いじめの早期発見

- ① 実態把握
 - アンケート調査の実施
 - 複数の教員の目による校内巡視を毎時間に実施
- ② 教育相談体制の整備
 - 校内外の相談窓口の周知方法
 - こどもの権利支援センター（026-235-7458）
 - 24時間いじめダイアル（0570-078310）
 - チャイルドライン（0120-99-7777）

- スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用・スクールカウンセラー（SC）からの専門的な助言

③ 保護者との連携

- 家庭用チェックシートの活用
- 通常の家門訪問を通じ情報の共有化をする
- 地区PTA活動を通じて情報の共有化をする

Ⅱ いじめ問題の理解

1. いじめの定義

児童生徒に対して、当該生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
(文部科学省 平成29年3月改定)

2. いじめの定義の要素

- ①行為をした者（A）も行為の対象になった者（B）も児童生徒であること。
- ②AとBの間に一定の人間関係が存在すること。
- ③AとBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

3. いじめの態様

日常的なトラブルでも、いじめに進行する可能性がある。

(1) 物理的いじめ

- 暴力 : 叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせるなど(遊ぶふりの場合も含む)
- たかり : 金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など
- 嫌がらせ : 持ち物を隠す・壊す・捨てる、落書きなど

(2) 心理的いじめ

- 言葉 : 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嘘や悪い噂を流すなど
- 仲間はずし : 複数で無視する・避けるなど
- 嫌がらせ : 睨む、ネットやメール等による誹謗中傷や画像流出など

4. いじめの背景

(1) いじめの要因

いじめの要因には、学校における人間関係や家庭環境、学習など様々なことが考えられる。

【学校における要因】

- 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。
- 授業をはじめ、教育活動によって生徒が満足感や達成感を十分味わえない。
- 相手を思いやる気持ちや、規範意識が十分に育っていない。

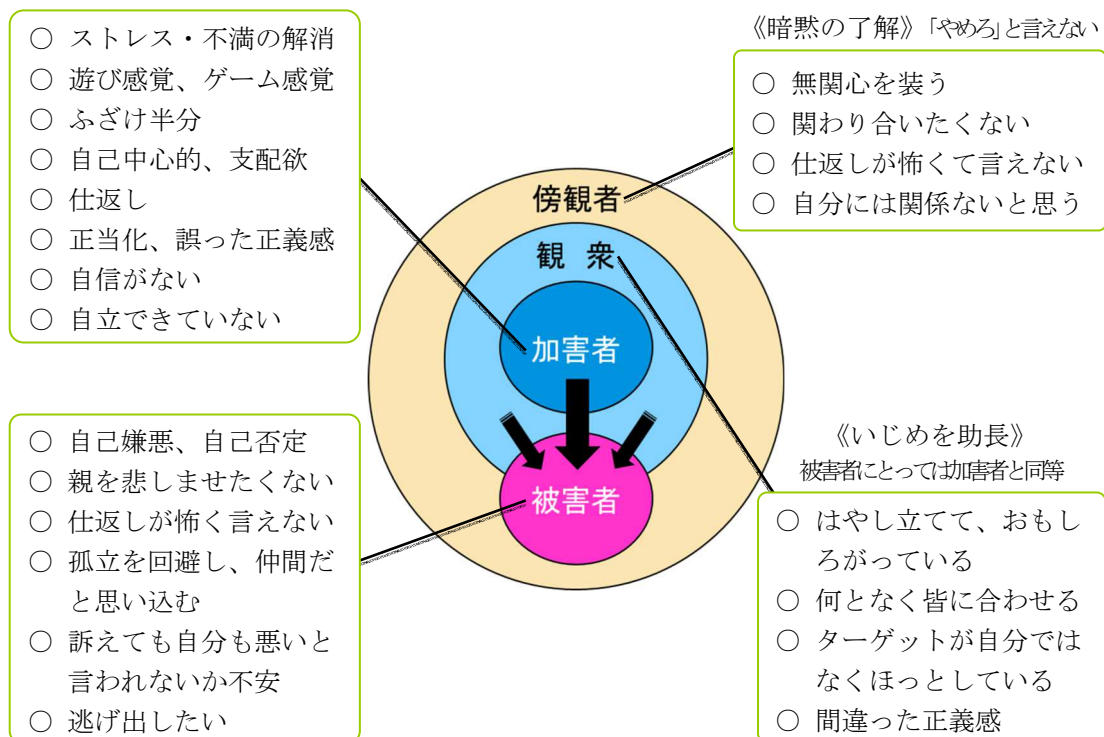
【家庭における要因】

- 家庭が「安らぎの場」となっていない。
- 基本的な生活習慣などしつけが十分行われていない。
- ふれあいや心の通い合う場面が少ない。

【地域や社会における要因】

- 地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下している。
- 異年齢交流や社会活動への参加の機会が減少し社会性や協調性が育ちにくい。
- 問題行動が誘発されやすい享楽型の環境になっている。
- 「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である。
- 大人のモラルが低下している。

(2) いじめの構造



Ⅲ いじめ防止等のための取組み

1. いじめ防止対策のための組織について

(1) 構成員

- ・組織名称：いじめ問題対策委員会
- ・生徒指導主事1、各学年主任3、養護教諭1、教頭1
- ・いじめ発生時：「いじめ対策委員会」と校長、特別支援コーディネーター、該当クラス正副担任、教育支援員、教科担当者、クラブ顧問等の合同組織で対応する。
- ・外部との連携：高校教育課、教学指導課心の支援室、南信教育事務所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察等と連携をとる。

(2) 役割

○学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価

- ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
- ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- ・学校生活アンケートを各学期毎に行い、取組の見直しを行う。
- ・いじめ問題への取組チェック表による評価を行う。

○学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信

- ・学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
- ・取組の状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。

○いじめの早期発見、早期対応

- ・個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。

○教職員の意識啓発

- ・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る

2. いじめ防止の年間計画

学期	月	行事	内容	担当部署
1	4	1 学期始業式 入学式 登下校指導 年間計画 一斉委員会 生徒総会 PTA 総会	身だしなみチェック（頭髪、服装他） 保護者向け講話 通学マナー指導（交通、挨拶他） 学校評価・各係 年間計画作成 学校生活の基本方針 生徒指導講話・授業公開	生徒指導係・校風委員会 生徒指導係 生徒指導係 学校評価委員会・各係 生徒会 校風委員会 生徒指導係・PTA 係

	5	憲法学習 モラル学習(LHR) 学校評議委員会	人権・平和に関する学習会(全校) 情報モラル学習会(1年生) 本年度のテーマ計画・授業公開	生徒会教養委員会 1学年・情報委員会 学校評議員運営委員会
	6	アンケート(LHR) キャリアの日 PTA 地区懇談会	いじめ・暴力・生活全般(全校・職員) 進路指導・学校生活チェック(全校) 学校生活・いじめ暴力研修	生徒指導係 いじめ問題対策委員会 進路指導係・学年 PTA 係・モラル向上委員会
	7	1学期まとめ 三者懇談会 1学期終業式	1学期のまとめをする 保護者・生徒・担任(教科担任) 生徒指導講話・身だしなみチェック	学年 学年・担任・教務 生徒指導係・校風委員会
2	8	2学期始業式	身だしなみチェック(頭髪、服装他)	生徒指導係・校風委員会
	9	人権・平和学習 伊那養護学校交流 職員研修会	人権・平和に関する学習会(全校) 高等部との交流(音楽、農業学習) いじめ・体罰・モラル研修	人権平和係・生徒会教養委員会 伊那養護拡大交流委員会 モラル向上委員会・生徒指導係 教育支援委員会
	10	中間評価 収穫祭・学校評議 委員会	学校評価中間評価 授業公開・学校評価中間評価	学校評価委員会 農場・学校評議員運営委員会
	11	アンケート(LHR) 登下校指導 一斉委員会	いじめ・暴力・生活全般(全校・職員) 通学マナー指導(交通、挨拶他) 年間まとめ	生徒指導係 いじめ問題対策委員会 生徒会
	12	生徒総会 2学期のまとめ 三者懇談会 アンケート 2学期終業式	年間まとめ 2学期のまとめ 保護者・生徒・担任(教科担任) 3年生・保護者アンケート(学校評価・ 授業評価) 生徒指導講話・身だしなみチェック	生徒会 学年 学年・担任・教務 学校評価委員会 生徒指導係・校風委員会
	1	3学期始業式 一斉委員会 アンケート	身だしなみチェック(頭髪、服装他) 引き継ぎ 1・2年生生徒・保護者アンケート(学 校評価・授業評価)	生徒指導係・校風委員会 生徒会 学校評価委員会
3	2	学校評価 学校評議委員会	年度末評価 授業公開・学校評価結果	学校評価委員会 学校評議員運営委員会
	3	3学期終業式 入学予定者説明会	生徒指導講話・身だしなみチェック 高校生活の過ごし方について	生徒指導係・校風委員会 新1学年・各係

IV いじめの「解消」の定義

1. いじめ解消の定義は次の通りである。
 - ①いじめに関わる行為が少なくとも3ヶ月を目安としてやんでいること。
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

V 配慮が必要な児童生徒についての適切な支援と組織的指導

1. 次のような児童生徒への支援・組織的指導を行う。
 - ①発達障がいを含む障がいのある児童生徒。
 - ②海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒。
 - ③性同一性障がいや性的指向・性自認に係わる児童生徒。
 - ④東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電事故により避難している児童生徒。